

調布市告示第198号

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成16年調布市条例第18号）第17条の規定により、地区計画の原案を次のように告示し、令和8年6月11日から起算して2週間調布市都市整備部まちづくり推進課において一般の縦覧に供する。

なお、この原案に係る地区計画の区域内の土地の所有者及び利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

令和8年6月11日

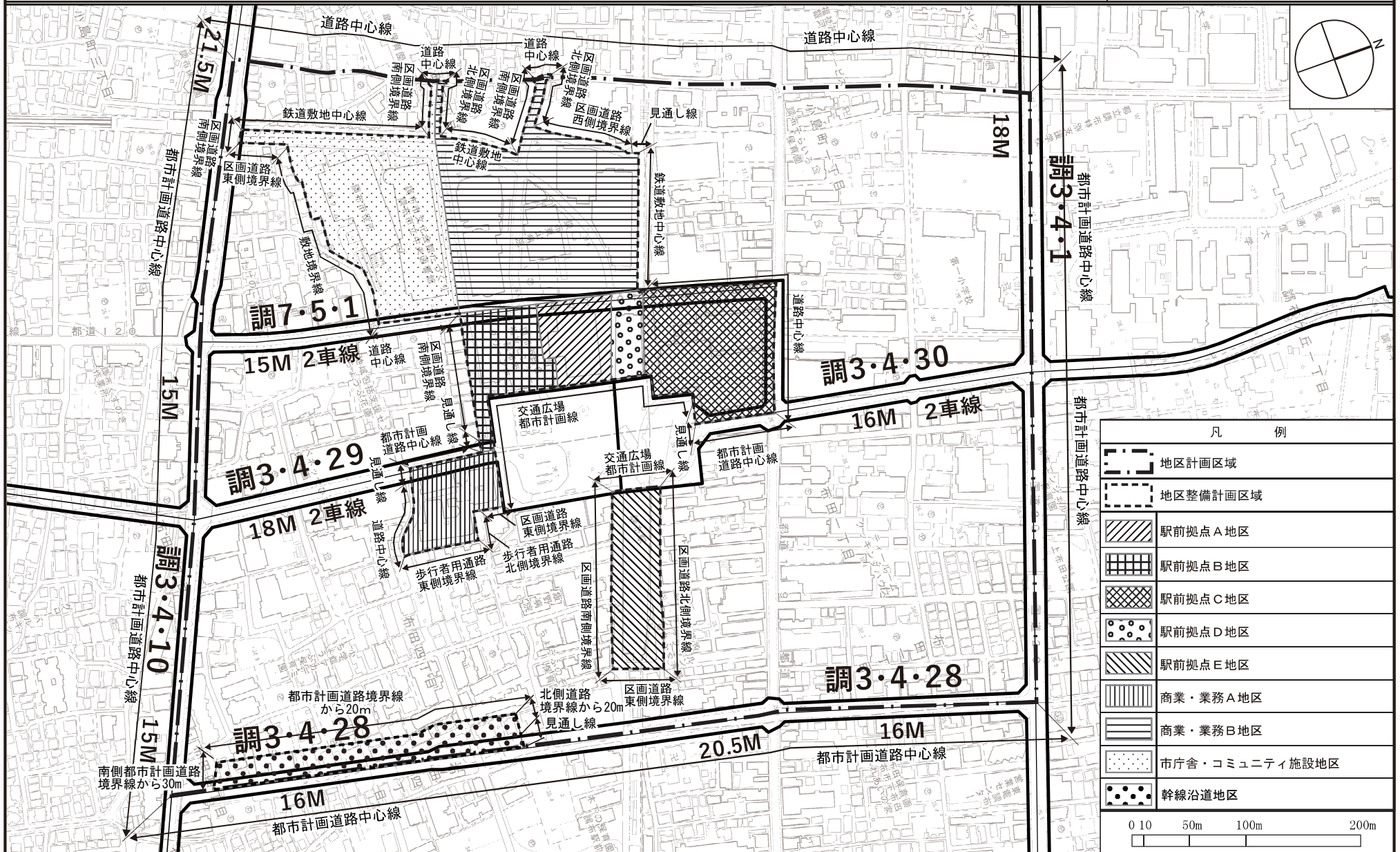
調布市長 長友貴樹

- 1 種類 調布都市計画地区計画
- 2 名称 調布駅周辺地区地区計画
- 3 位置 調布市小島町1丁目及び小島町2丁目並びに布田1丁目及び布田4丁目各地内
- 4 区域 別図のとおり
- 5 区域の面積 約40.0ヘクタール

# 調布都市計画地区計画 調布駅周辺地区地区計画

## 計画図 1

[調布市決定]



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	駅前拠点A地区
	駅前拠点B地区
	駅前拠点C地区
	駅前拠点D地区
	駅前拠点E地区
	商業・業務A地区
	商業・業務B地区
	市庁舎・コミュニティ施設地区
	幹線沿道地区

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 8都市基交測第37号、令和8年5月29日